

第3章 施工・調達監理

8. 瑕疵通知期間満了前検査（瑕疵検査）

（1）瑕疵担保（瑕疵通知）期間

無償資金協力の本体事業においては、原則として完工後1年間の瑕疵担保（瑕疵通知）期間を設定しており、この期間内に生じた不具合で契約業者に責のあるものについては、契約業者がその経費負担により修復しなければならないこととなります。

このような不具合が生じた場合は、契約当事者間で対応策について検討することになりますが、瑕疵担保期間終了前後に予定される瑕疵検査（瑕疵通知期間満了前検査）の検査責任を負うコンサルタントは、この瑕疵担保期間中に施設及び機材の性能等に不具合があるとの連絡を発注者（被援助国）よりを受けた場合には、事実確認を行った上で、発注者及びJICAに遅滞なく報告を行う必要があります。

なお、2016年1月調達ガイドライン適用案件については、標準契約約款において瑕疵通知期間を1年間としています。対象国の法令上の瑕疵担保責任に関する受注者の義務を免除するものではありません。

（2）瑕疵通知期間満了前検査

1) 瑕疵通知期間満了前検査報告

瑕疵検査は、計画どおり施設や機材が機能しているか、完了時には判明しなかった施設・機材の不具合等が生じていないか等を瑕疵担保期間が経過した時点で確認する大切な検査です。

したがって、コンサルタントは、瑕疵通知期間満了前検査を行うにあたって、現地に赴く約1～2カ月前にJICAと検査のポイント等についてあらかじめ打ち合わせを行い、検査結果については瑕疵検査報告書を作成し、発注者に遅滞なく報告する必要があります。また、その要約として、以下のJICAウェブサイトに掲載している様式に従い、JICAにも報告を提出してください。デジタル画像集の提出については第3章9. を参照してください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/format/kashi/index.html

瑕疵通知期間満了前検査の実施にあたっては、JICA職員又はJICAの指定する者が立会う場合もあります。

また、瑕疵通知期間満了前検査では、施設・機材の現状及び完了時より施設・機材の状況がどのように変化したかについても確認し、以下についても報告書又は要約に記載し、検査期間内に把握した情報に基づき、問題の解決や改善が必要な事項については具体的に記述して下さい。

1) 施設／機材の現状：

A：非常に良い B：良い C：一部不具合有り D：不具合多数

2) 先方実施機関の維持管理体制：

ア. 予算：

A：確保されている B：改善の余地有り C：確保されていない

イ. 人員：

A：確保されている B：改善の余地有り C：確保されていない

3) 施設／機材の活用状況：

A：活用 B：部分的活用 C：不活用 D：目的外使用

4) 先方負担事項（維持管理以外で基本設計調査／協力準備調査に記載した事項）

（該当する事項を示し）：

A:実施済み B:実施中 C:実施の目処立たず

なお、瑕疵検査報告書と併せて提出いただくデジタル画像集については第3章「9. デジタル画像集」の項をご参照ください。

2) 機材単独案件のメーカー保証期間満了前検査

機材単独案件では、機材メーカーよる1年間の保証はあるものの、現地での瑕疵通知期間満了前検査（瑕疵検査）は実施しないことが一般的ですが、必要性が高い案件では、メーカー保証期間満了前にコンサルタントが現地検査を行うことで、長期的な活用を確保することとしています。対象案件、実施方法等については、「協力準備調査 設計・積算マニュアル（機材編）」添付の「メーカー保証前満了前検査について」を参照してください。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/sekisan_01.html

3) 瑕疵通知期間満了前検査（瑕疵検査）後の対応

瑕疵検査によって問題が明らかとなった場合は、その現状を的確に把握するとともに、その原因を究明し、対応策を検討する必要があります。なお、その原因として、瑕疵が認められる場合には、発注者（被援助国）に契約業者へ対応を求めるよう提言し、契約業者による早急な修復に努めさせなければなりません。この場合、コンサルタントは契約業者による対応を確認した後に、その内容も含めて再度瑕疵検査報告書を作成し、JICAに報告する必要があります。